

(案)
道の駅こさか七滝自家用電気工作物保守点検業務委託契約書

1 委託業務の名称 道の駅こさか七滝自家用電気工作物保守点検業務委託

2 履行場所 秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原地内 道の駅こさか七滝

3 履行期間 令和 8年 4月 1日から
令和 9年 3月 31日まで

4 委託料 ¥
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額) (¥)

5 契約保証金 ○○○○円 (納付の場合)
秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除 (※免除の場合)

6 特別契約事項

この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、発注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、秋田県財務規則を遵守のうえ別添契約事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 秋田県鹿角市花輪字六月田1番地

職氏名 秋田県鹿角地域振興局長 永須 昭夫

受注者 所在地

氏 名

契 約 事 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、道の駅こさか七滝自家用電気工作物保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了した後、第12条に定める検査に合格し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡した場合、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第6条に定める受注者の保安業務担当者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の保安業務担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別な定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 発注者が、第4条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

（契約対象電気工作物の概要）

- 第2条 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 道の駅こさか七滝
- (2) 事業場の所在地 秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原35番地3
- (3) 需要設備
- | | |
|------|------------|
| ア 容量 | 23kVA |
| イ 電圧 | 100V/200 V |
- (4) 非常用予備発電装置
- | | |
|------|--------|
| ア 容量 | 34 kVA |
| イ 電圧 | 200 V |
- ウ 原動機の種類 ディーゼル機関
- (5) 使用する期間 通年

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(施設管理担当者)

- 第4条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。
- 2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定めるもの他、次に掲げる権限を有する。
- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の保安業務担当者に対する指示、承諾又は協議
 - 二 この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に関する回答
 - 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の確認
- 3 第2項の規定に基づく施設管理担当者の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、施設管理担当者を経由して行うものとする。この場合においては、施設管理担当者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(連絡責任者)

- 第5条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に原則として立ち会わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合は、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものとする。

(保安業務担当者)

- 第6条 受注者は、第2条に掲げる電気工作物（以下「電気工作物」という。）の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者を当てるものとする。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 4 受注者は、前各項で定める保安業務担当者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって発注者に知らせるとともに、発注者は面接又は写真確認等により本人の確認を行うこととする。
なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- 5 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行して、発注者に対し身分を明らかにするものとし、発注者は、受注者が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとする。

(委託業務の内容)

第7条 受注者は、以下の保安管理業務を、発注者の保安規程及び受注者の保安業務受託規程に基づいて誠実に実施する。

一 定例業務

- イ 定例的に実施する保安管理業務（以下「定例業務」という。）は、以下のとおりとする。
 - (a) 電気工作物の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験（その細目は受注者が別に定める「点検指針」（以下「点検指針」という。）のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に指示又は助言する。
 - (b) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を発注者から受けた場合において、受注者は、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を発注者に指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行う。
 - (c) 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行う。
- ロ 受注者が定期的に行う点検の頻度は次のとおりとする。
 - (a) 月次点検：需要設備2か月1回（低圧の需要設備に移動用非常用予備発電装置を他から受け入れて使用する場合で、同装置を接続しない期間にあっては6か月1回）
 - (b) 年次点検：1年1回
 - (c) 臨時点検：必要な都度
- ハ 定例業務開始年月日 令和8年4月1日

二 定例外業務

- 定例業務以外の保安管理業務（以下「定例外業務」という。）は、以下のとおりとする。
- (a) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成及び手続きの助言を行う。
 - (b) 電気工作物の設置、改造等の工事について、発注者の通知を受けて、保安規程及び点検指針に定めるところにより、工事期間中の巡視、点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を発注者に指示又は助言する。なお、工事期間中の巡視、点検の頻度は毎週1回以上とする。
 - (c) 電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規程及び点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について発注者に指示又は助言する。
 - (d) 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検及び検査を行い、運転に必要な指導を行う。

三 その他の業務

- イ 保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は、巡視、点検及び測定・試験を発注者又は発注者の従業者、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識及び技術を有する者に行わせるものとする。これに関し、発注者は実施について受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとする。
- (a) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等
 - (b) 取扱いが特殊性のため専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
 - (c) 高所にある配線、機器等及び稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合
 - (d) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等
 - (e) 業務上の都合等発注者の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、受注者が立ち入りできない金庫室、新生児室等に設置された機器等
 - (f) 事業場外で使用されている可搬型機器
 - (g) 発電設備のうち、電気設備以外の部分
- ロ 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあっては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあっては、発注者は受注者が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとする。また、この場合において発注者が第三者に点検を依頼する場合は、これを受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとする。
- (a) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器及び密閉場所等
 - (b) 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠れ場所に設置された配線及び機器等

（関連作業等を行う場合）

第8条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者が協力して建築物の保全に当たるものとする。

（一括再委託等の禁止）

- 第9条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に申請してその承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した簡易な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
 - 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称、請け負わせる事由その他必要な事項の通知を請求することができる。

（一般的損害）

第10条 成果物の引渡し前に、業務を行うことにより生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合その業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、毎月の業務が完了した都度、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を最終の検査時に受注者へ通知しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 4 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 5 第3項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 6 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならぬ。
- 7 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補し再度、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。
- 8 前各項の規定について、3月が業務期限となる場合においては3月31日を越えてすることができない。

(委託料等の請求及び支払い)

第13条 受注者は、前条の検査に合格したときは、次に定める委託料の支払いを請求することができる。業務委託料の月額は次のとおりとする。

月額： 円（税込）

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（発注者の損害賠償請求等）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるとき。
 - 三 第29条又は第30条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第29条又は第30条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第32条又は第33条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第13条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

- 第16条 発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第17条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間について適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受注者（共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（第8条の3において準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者・受注者の協力及び義務)

- 第19条 発注者は、受注者の実施した保安管理業務の結果について、保安業務担当者から報告を受けその記録（当該業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）を確認し保存するものとする。
- 2 発注者は、保安規程に定めるとおり、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、受注者がそのとるべき措置について指示又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
 - 3 発注者は、連絡責任者等に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ受注者に連絡するものとする。
 - 4 発注者は、電気工作物の所在地及びその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はそのおそれが生じた場合には、受注者に速やかにその旨を通知するものとする。
 - 5 発注者は、受注者が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
 - 6 発注者は、保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者及び点検結果を確認し保存する。その保存については第22条の規定による。

(通 知)

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に通知するものとする。

- 一 代表者又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合
- 二 電気の保安に関する組織に変更があった場合
- 三 契約対象電気工作物を変更する場合
- 四 法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した場合
- 五 災害又は電気事故及び異常が発生した場合
- 六 工事の実施及びそれに係る竣工検査を行う場合
- 七 電気事業法に基づく立入検査が行われる場合
- 八 相続等により、この契約に基づく権利義務の継承があった場合

(協 議)

第21条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、双方が協議するものとする。この場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- 一 契約対象電気工作物等を変更しようとする場合
- 二 電気工作物の工事・維持及び運用に関する計画を策定しようとする場合
- 三 電気工作物の工事計画の作成及び使用前自主検査並びに竣工検査を実施しようとする場合
- 四 電気工作物の巡視・点検及び試験に関する年度実施計画を作成しようとする場合
- 五 電気工作物の保安に関する報告書を関係官庁に提出しようとする場合
- 六 保安規程及び細則を変更しようとする場合
- 七 受注者が保安管理業務委託料等を変更しようとする場合

(記録の保存)

第22条 受注者が実施し報告した保安管理業務実施結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

(事業場への立入り)

第23条 受注者は、保安管理業務のため発注者の事業場に立入り、必要な業務を実施することができるものとし、発注者はこれに協力するものとする。

- 2 受注者は保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者に提示後業務を実施するものとする。ただし緊急の場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(契約期間内の更改等)

第25条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内であっても契約を更改することができる。

- 一 設備容量が変更された場合
- 二 受電電圧が変更された場合
- 三 非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- 四 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更され又は新たに設置された場合

五 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合

六 発注者が保安規程を変更する場合

七 受注者が保安管理業務委託料等を変更する場合

(臨機の措置)

第26条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれがあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

3 発注者又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第27条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。

3 受注者は、発注者の責に帰すべき事由による損害については、第1項の規定による賠償の責を負わない。

(発注者の任意解除権)

第28条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第30条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第3条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

三 業務責任者を配置しなかったとき。

四 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第32条又は第33条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第29条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経

過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第33条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 仕様書等を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第34条 第32条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(通報報告)

第35条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

- 1 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事實を確認した場合、催告無しに契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失を請求することができない。

(契約の解除)

第36条 第28条から第30条まで又は第32条から第33条までの規定により契約を解除しようとする場合は、2か月前までにその旨を文書により通知し、発注者受注者双方が合意したうえで解除するものとする。

- 2 第2条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - 一 廃止された場合
 - 二 保安管理業務外部委託の承認が取り消された場合
 - 三 一般用電気工作物となった場合
 - 四 受電電圧が7,000Vをこえた場合
 - 五 発電所の出力が1,000kW以上となった場合
 - 六 構外にわたる配電線路の電圧が600Vをこえた場合

(解除の効果)

第37条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の業務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(疑義等の決定)

第38条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。